

修正事項対照表

No.	頁	変更前	変更後
1	30	(3) 住民への周知 市は、避難時に氏名や身分を確認できるもの（運転免許証、パスポート、写真入りの社員証等）を携行するよう、都と連携して、住民等に周知する。	(3) 住民への周知 市は、避難時に氏名や身分を確認できるもの（<u>住民基本台帳カード</u>、運転免許証、パスポート、写真入りの社員証等）を携行するよう、都と連携して、住民等に周知する。
2	59	① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合 この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。	① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合 この場合においては、<u>Jアラートにより、同報系防災行政無線を自動起動して警報・サイレンを伝達した</u>後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。